

別記あて (各通)

資源エネルギー庁公益事業部長

電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について

電気工事士法 (昭和 3 5 年法律第 1 3 9 号。以下「法」という。) 第 4 条第 3 項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務の経験、法第 4 条の 2 第 3 項の規定により特種電気工事資格者認定証の交付を受けるために必要な実務の経験及び同条第 4 項の規定により認定電気工事従事者認定証の交付をうけるために必要な実務の経験については、電気工事士法施行規則 (昭和 3 5 年通商産業省令第 9 7 号。以下「規則」という。) 第 2 条の 4、第 2 条の 5、第 4 条の 2、及び附則第 2 項に規定されておりませんが、これらの実務の経験を有することを証明する書類が規則第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 又は第 6 条の規定に基づき提出された場合にあつては、下記の事項に留意の上、法及び規則の解釈運用を適確に行われるようお願いいたします。

なお、昭和 6 3 年 9 月 1 3 日付け 6 3 資公部第 3 9 4 号 (電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について) は、平成 7 年 1 月 3 0 日限りで廃止します。

記

1. 規則第 2 条の 4 第 1 項に規定する「経済産業省令で定める電気に関する工事」は、次のとおりとする。(なお、電気工事士法施行令 (昭和 3 5 年政令第 2 6 0 号) 第 1 条に定める軽微な工事、規則第 2 条の 2 に定める特殊電気工事、電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事が除かれることは当然である。)
  - (1) 電気工作物に該当する電氣的設備を設置し、又は変更する工事 (自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。)
  - (2) 法第 4 条第 4 項第 2 号に規定する養成施設において教員として担当する実習
2. 規則第 2 条の 5 第 1 項に規定する「電気工作物の工事、維持又は運用」及び規則第 4 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「電気工作物の工事、維持若しくは運用」は、次のとおりとする。
  - (1) 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督

(2) 自ら行う電気工作物の工事、維持又は運用

3. 規則第5条第1項の規定に基づく第一種電気工事士の認定の申請、規則第5条の2第1項の規定に基づく特種電気工事資格者の認定の申請、規則第5条の2第2項の規定に基づく認定電気工事従事者の認定の申請及び規則第6条の規定に基づく第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所要の実務の経験を有することを証明する書類としては、次に掲げるものを有効とする。

(1) 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類

(2) 申請者が、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であつて、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められているもの又は過去において認められていたものである場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類

① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者

② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者

(3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類

① 財団法人電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者

② 各都道府県電気工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者

③ 二以上の電気工事業者等

(4) 前期(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務の経験を有する者であることを確実に証明する書類

4. 実務に従事した年数の計算においては、実務に従事した期間を通算するものとする。

なお、規則第2条の5第1号に規定する「実務」、規則第2条の5第2号の規定に基づく昭和63年通商産業省告示第352号に規定する「実務の経験」、規則第4条の2第1項の表ネオン工事の項下欄第1号に規定する「実務の経験」、同表非常用予備発電装置工事の項下欄第1号に規定する「実務の経験」、同条第2項第2号に規定する「実務の経験」、同項第3号に規定する「実務の経験」及び附則第6条に規定する「3年以上の実務の経験」については、電気工事士若しくは電気主任技術者若しくは電気事業主任技術者の資格を取得した後又は高圧電気工事技術者試験に合格した後の実務の経験のみが有効な経験として取り扱われるものであることに注意されたい。

5. 実務の経験を証明する書類の様式は、おおむね次のとおりとする。

(1) 前記3(1)及び(3)に規定する書類にあつては、様式1

(2) 前記3(2)に規定する書類のうち①に掲げる者が証明するものにあつては、様式2

(3) 前記3(2)に規定する書類のうち②に掲げる者が証明するものにあつては、様式3

様式 1

実務経験証明書

ふりがな			生年 月日	明治 大正 昭和	年 月 日
	氏名				
現住所	〒		(TEL. )		
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称	(TEL. )			
	所在地				
実務経験の期間及び内容					
所属部署及び 役職名	期 間	職 務 の 内 容			
	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日				
通 算 期 間	年 月	_____			

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

年 月 日

所在地 〒

法人名 (法人以外の場合にあっては事業所名)

代表者氏名 (法人以外の場合にあっては  
任命権者等の氏名)



(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

実務経験証明書

ふりがな			生年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日
	氏名				
現住所	〒	(TEL. )			
他に連絡先がある場合 その名称及び所在地	名称	(TEL. )			
	所在地				
委託契約に 基づき保安 監督業務に 従事した期 間	年 月 日	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日			
上記の者は、電気工事 項に規定する委託契 約に 年 月 日 所在地 〒 設置者の氏名又は 法人にあつては 名称 代表者の氏名	事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2 号に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。				
					通算期間 年 月

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

印

実務経験証明書

ふりがな			生年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日
	氏名				
現住所	〒 (TEL. )				
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称	(TEL. )			
	所在地				
委託契約に基づき保安監督業務に従事した期間			委託者の氏名又は名称		
年 月 日 ~ 年 月 日					
通算期間 年 月			_____		
<p>上記の者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 〒</p> <p>法人名</p> <p>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>					

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

